



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成28年4月8日付け神保高ひ第35号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険請求事務システムについて  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 保健福祉局高齢福祉部ひよどり台ホームの利用者を対象とする介護保険請求事務にあたり、電子計算機処理により対象者の名簿管理を行うことは、照会への迅速かつ正確な対応を可能とし、請求事務の効率化を図るもので、対象者の家族等をはじめとする市民へのサービス向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

介護保険請求事務システムについて  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

(◎は条例第11条第2項に該当する項目)

【データ項目】

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・要介護状態区分◎
- ・入所年月日
- ・介護保険被保険者番号
- ・生活保護受給者番号◎
- ・通帳番号
- ・通帳残高